

中川事務所新聞

第44号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【業者登録】

建設工事、物品の販売、サービスの提供など役所相手の仕事をするためには、予め業者として登録しておく必要があります。2月は各役所とも一斉受付期間になっているので、登録漏れのないように気をつけましょう。

【電子申告】

今月は個人事業者等の確定申告が始まりますが、税務署ではしきりに「e-TAX」というものを推奨しています。これはパソコンで税務申告を完結させよう

というもので、特典もあるようです。電子申告は税金の申告に限らず、多方面でじわりと広がりつつあります。

その昔、請求書などが手書きからパソコンでの印刷に代わっていったように、いずれは申告・申請の類も紙から電子に置き換わっていくのでしょうか。

なお、紙の世界の印鑑証明に代わるものとして、電子の世界では電子証明書というものを使っています。私は現時点で2個持っていますが、一人1個以上持つ時代が間もなくやってくるのでしょうか。

【労働契約法成立へ】

経営者と従業員との雇用関係を律する新しい法律が成立する見込みです。イメージ的にはこ

れまでの就業規則が法律に格上げされるといった感じです。

労使紛争が起こってからでは遅いので、予防の意味も込めて何らかの対処が必要になるでしょう。

【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・10月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・6月決算法人中間申告&納税
- ・固定資産税第4期分納付
- ・バレンタインデー



知ってお得！？法律雑学

Q. 半年前に交通事故に遭ったものの、軽症だと思ってすぐに示談しました。ところが最近になってむち打ち症の症状が出てきたようなのですが、賠償請求できますか？

A. 残念ながら、一度示談に応じてしまった以上、いまさら賠償請求することは原則と

してできません。

示談というのは、加害者が一定の損害賠償額を支払うことを約束し、被害者がそれを承諾してその後は金銭を請求



しないということになり立つものだからです。

ただし、全く不可能ともいえず、過去に後遺症の症状は示談したときとは別の損害として認められた例もあります。

いずれにしても、裁判で争うとなると時間もお金もかかるものなので、早急に示談に応じてしまうことは避けたほうが無難かもしれません。

経営談義

【資金繰りは命】

事業経営においては損益状況もさることながら、資金繰りが最も重要と言えるでしょう。資金繰り状況を把握するものとしては、資金繰り表やキャッシュフロー計算書などがあります。これに加えこのたび私どもではキャッシュフロー表（CF表）というものを開発しました。

CF表はとことんまで現金取引にこだわり、毎月の現金の動きを詳細に把握できるようになっています。順次皆様にも提供を開始します。



こういった資金繰り関係の表の見方を簡単に説明します。まず構造的には大きく二つに分かれます。経常取引と経常外取引です。

経常取引とは通常の営業に伴う資金の動きで、その大部分を売上・仕入・人件費の出入りが占めます。

経常外取引とは主に借入金や設備投資・売却に伴う出入りがその大半を占めます。

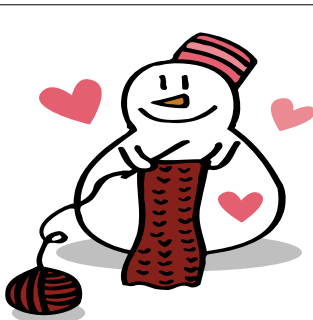
一般的な形としては、経常取引で収支黒字になり、それをもって借入金の返済をするので経常外取引は収支赤字になります。経常と経常外の差額が月末資金の増減になります。

一社で複数の事業部門（例えば販売と修理など）がある場合は、経常取引を部門毎に分けることによって、どこが

資金を生み出したか、どこが余分なお金を使っているかが分かります。

最近の中小企業の実態は、借入過多が原因で経常収支と借入金返済のバランスが崩れているところが多いです。そういったところは適当な時期に再び新規借入を行い、結果として全体の返済期間を繰り延べるといった手法を使います。

ただし、単に繰り延べるだけならばまだしも、意味もなく純借入残高が増えているようでは問題です。資金の構造と資金繰りはしっかり把握し、慌てないように早めの対策を立てるようにしましょう。



二月は「逃げる」とも言いますが、あつという間に過ぎていく時間を有効に使いたいですね。

「何でやねん…」
「毎日ゲームしとんかと思とった」
「どういうこと？」
「お父さんって事務所のパソコンで仕事しとたんや」
「何でやねん…」

諸事情で年賀状を出せなかった子供たちのために、寒中見舞い葉書を作りました。自宅のパソコンで三者三様に素早く仕上げたところで次女がポツリ、

あつがき

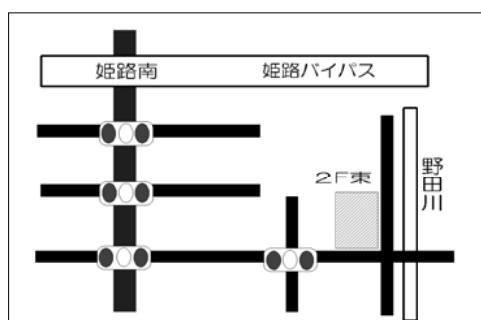
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp